

一般社団法人日本看護学校協議会における公的研究費基本規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本看護学校協議会（以下「本会」という。）における公的研究費の適正な運営及び管理に関し必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の適正な運営及び管理に必要な規程を関係法令に基づいて定める。

(定義)

第3条 この規程において「公的研究費」とは、国、独立行政法人、地方公共団体等から配分又は委託される研究費助成金（補助金）などの研究費をいう。研究者及び経費に関する事項は、公的研究費取扱規程で定める。

(不正行為)

第4条 この規程において「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程において、故意又は研究者としての基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。なお、故意によるものでないことに明白な根拠がある場合及び科学的に適正な方法で得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、不正行為にあたらぬものとする。

- (1) 捏造 現実に存在しないデータや研究結果等を作成すること
- (2) 改ざん 研修資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データや研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- (4) 二重投稿 印刷物、電子出発物の別を問わず、原著性が要求されている場合に、既に発表されている論文と本質的に同じ論文を投稿する行為
- (5) 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストに著者としての資格を有しない者を著者として含め、又は著者としての資格を有する者を除外するなどの行為
- (6) 利益相反 利害が対立することであり、個人としての利益相反、研究機関としての利益相反又は債務相反があり、異なる利害により研究にバイアスが生じたり、教育・研究活動に悪影響が生じたりする恐れがあり、研究機関に対する社会からの信頼が損なわれたりすること
- (7) 公的研究費の不正使用 虚偽の請求によって資金を引き出して他の目的に流用し、又はプールすること及び法令や研究費を配分又は負担した機関の定める規程や本会の規程等に違反して公的研究費を使用すること
- (8) その他これらに類する行為

(公的研究費に関する責務)

第5条 本会の役員、委員会委員、事業協力員、職員及び派遣社員（以下「役職員等」という。）は、公的研究費の適正な運営及び管理に当たって、法令及び本会の規程その他の社会規範を遵守し、高い倫理観と清廉性を持って行動しなければならない。なお、不正行為に関する規定については、退職又は解雇から1年以内の役職員等についても適用される。

- 2 役職員等は、本会が定める不正防止計画に沿って、自ら不正防止に取り組まなければならない。
- 3 役職員等は、コンプライアンス教育を受けるとともに、前2項に定める事項を約するため、研究費等の交付手続きに際して最高管理責任者に誓約書（様式1）を提出しなければならない。
- 4 役職員等は、公的研究費の不正行為に係る調査及び内部監査に協力しなければならない。

(公的研究費の適正管理体制)

第6条 会長は、公的研究費の適正な運営及び管理について本会を統括する権限を有する最高管理責任者として、公的研究費に係る不正防止対策の基本方針を策定し、構成員に周知する。

- 2 最高管理責任者を補佐し、実務上の統括権限と責任を有する統括管理責任者を置き、コンプライアンス委員長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス委員会は、公的研究費の適正な運営及び不正防止計画の作成並びにコンプライアンス教育について協議し、内容を決定した上で理事会に報告し、役職員等に周知を行う。
- 4 日常的な管理監督活動を行うコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。事務局長は、コンプライアンス委員会と連携して、役職員等に対するコンプライアンス教育・啓発活動の実施や不正防止計画の推進及び研究費の管理・執行等の事務処理を行う。なお、事務処理の詳細は、公的研究費取扱規程に定めるところによる。
- 5 事務局長は、不正防止計画推進担当として監事との連携に努め、必要な情報提供を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

(公的研究費の相談・不正防止)

第7条 公的研究費に係る使用ルール及び事務手続に関する相談に対応するとともに、不正行為に関する通報に対応するため、事務局にコンプライアンス相談窓口を設置する。

- 2 コンプライアンス相談窓口は、本会における効果的な研究の遂行のため、役職員等に対して適切な支援を行うよう努めるとともに、不正行為に関する通報に対応する。
- 3 コンプライアンス相談窓口は、不正行為に関する通報を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員長に報告するとともに、通報から30日以内に事実関係に関する概要調査を行い、コンプライアンス委員会に諮る。
- 4 コンプライアンス委員長が、不正行為に関する事案について詳細な調査が必要と判断した場合、コンプライアンス委員会に不正行為調査委員会を設置して調査及び審議に当たるものとする。不正調査委員会の詳細は、公的研究費取扱規程に定めるところによる。
- 5 何人も、不正行為の疑いが存在すると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら通報してはならない。
- 6 不正行為に関する通報を行った役職員等については、その目的が誠実かつ正当な場合、通報を理由とする不利益な取り扱いをしてはならない。

(監事)

第 8 条 監事監査に関する事項は、公的研究費取扱規程に定めるところによる。

(内部監査)

第 9 条 内部監査に関する事項は、公的研究費取扱規程に定めるところによる。

(法的措置)

第 10 条 役職員等が公的研究費の不正行為を行った場合は、当該役職員等に対し、本会に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、コンプライアンス委員会で協議したうえで、理事会の承認を得て効力を発する。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

誓 約 書

日本看護学校協議会会長

私は、研究課題等を遂行するにあたり、以下の事項について誓約します。

1. 日本看護学校協議会コンプライアンス規程をはじめとする本会規程等を遵守して、交付された研究費を適正に使用すること。
2. 不正行為を行わない、若しくは不正行為に関与しないこと。
3. 規則等に違反又は疑義が生じた場合、本会の指示に従い、法的な責任を負担すること。

研究費名 _____

区分 研究代表者 研究分担者 その他 (_____)

研究課題(テーマ)名 (_____)

研究開始年度 (_____ 年度)

年 月 日

所属 _____

職名 _____

氏名 _____

(自書のこと)